

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省 告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二条）第二条第六項の規定に基づき、令和三年四月一日付けをもつて、令和三年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉進次郎

（次のように）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて綱覧に供する。）